

# 戰時利得税の永續性(一)

神 戸 正 雄

緒言(一)本研究の目的(A)本税の成立及正當(B)繼續當否疑問(イ)否定(ろ)肯定、(二)説述の順序

## 第一段 實際觀察

其一 税法觀察(一)各國規定(A)豫め多少戰後に及ぶとするもの(B)時々一定年を指定するもの、(二)右の概評

## 其二 統計觀察

## 第二段 理論討究

其一 改造當否(甲)利得税一般(一)否定に對する辯駁(A)戰時税と平時税との衝突に對し(イ)平時税より戰時税へ(ろ)臨時税より經常税へ(ハ)臨時及經常税の區別、(B)公約違反に對し、(二)肯定の根據(A)戰爭外原因の利得、(B)戰爭景氣利得(C)物價騰貴關係(乙)各種利得税(一)財産増加税、(二)所得改良税(A)否定論(イ)財政收入上(1)小額收入(2)收入動搖に對し(3)給付能力乏に對し(4)不公平に對し、(ろ)積極的主張(1)給付能力根據(2)不公平防止)

其二 改造方法(一)所得税に於て(二)本税に於て(A)所得網羅(B)控除廢止(C)免稅點引上)

結論(全文要旨)

## 緒 言

(一)A此度の大戦争が色々の方面に色々の新しきものを産み出したが、特に我が財政の方面には戰

時利得税てふものを到る處に産みつけた(註二)。此は從來は人の氣附かなかつたものであるが、一方に戦争に依つて困まる者を生ずる反面に一層好況なる經濟を享受する者があり、他方國家として戦費を支辨し又は戦時に處するに於て大なる財政需要を有つ其れに應ずるが爲め夫の好況經濟人に特別課税を爲すことが適當で、其の斯かる税を生じたといふのも、畢竟は時勢の進歩又は少くとも變遷の結果で、時代潮流に順應し又は時代精神を反射したものに外ならぬ。即ち其は不勞所得重課主義といふことで、此主義が夙に此大戦争前よりしても盛になり、段々と色々な新税を産み出しつゝあつたのが、此戦争に際會して、之に關聯して一の新しき斯税を案出したのである或は既に戦前よりしても此種の税を産み出さんとしつゝあつたのが、戦争に驚いて少し早く生れ出たといふのである(註三)。で其の至當なることを争はぬが、(B) 偕て併し既に休戦となり、講和も間近になつて見れば、此税も幾許もなく消滅に歸すへきが如くである。各國の税法規定から見ても然るべきであるが、此税の性質(註三) から見ても、戦争又は戦時といふことを離れては存立の理由なきものゝ如くである。(ろ) 併し又他面からいふと此戦争の爲めに各國の負ひたる負擔は伸重大で、戦後になつても頗る大支出を要し、隨つて戦時税を戦後にも存続せしむるの必要がある。そして嘗て我國が日露戦争中に國民に負はしたる戦時税を戦後にも持續し、平時税に改めた先例もあり、此戦時利得税も亦た改造して戦後に繼承さるゝの可能性がある。茲に於てか果して此か戦後に維持さるゝも差支なきものなるか、又之を戦後に維持するには如何に改造すへきを研究するの値がある。是れ此研究を成す所以である。(二) 而して此につきては先づ以て各國の實際立

法及統計を検し、次ぎに理論上の討究を爲さうと思ふ。

(註一) バンベルガーは曰く、此税を要求するの運動は國際的であると、ブツクは曰く、一の直接税にして此税ほど一致して要求せられ又推薦せられたるものは此れ迄にない<sup>2)</sup>。

(註二) モントゴメリーは之を以て一の珍奇税といふも、其は當らない。

(註三) プレーンげ之を眞の戦時税といひ、セリグマンも此が戦争の終ると共に止むことを前提し、ブツクは此を時間的に有限なる税と爲し、モントゴメリーは此か吾人の租税制度中に永久に維持さるゝことなかるべきか如しといふ<sup>3)</sup>。

## 第一段 實際觀察

### 其一 税法觀察

(一) 今試みに各國の税法規定を調ぶるのに、(A)或は豫め課税すへき戦時利得が戦時中をも超へて、戦争終熄後或多少短き一定期に亘る利得をも包括すとするがある。例之、日本のも其例で、附則に於て法人に付ては講和條約調印の日の屬する年の末日を含む事業年度分限り、個人につきては其年分限り之を廢止すと定めて居る。佛國の一九一六年七月一日法も亦た一九一四年八月一日以降、戦争終熄後十二箇月經過までの分に課税することとして居る。随つて佛國のは日本のよりも多少永きに亘るものに課する譯である。(B)或は寧ろ多くの國は課税戦時利得年として時々一定年度を指示する所である。此に依れば自然戦争の永引くに隨つて追加改正を爲し、其結果として多少戦後に及ぶこととなるもある。例之、獨逸は其戦時財産増加税にて一九一四年一月一日より一九一七年一月一日までに生じたる財産増加を一九一七年四月一日に決定して課税することとした。<sup>5)</sup> 英國

1) Bamberger, Kriegsgewinn-und Kriegserbschaftssteuer. S. 22. Buck, Die-Besteuerung der Kriegsgewinne. (Finanz Archiv. XXXIII Jg. 1916) S. 4.  
2) Montgomery, Excess profits duty and excess mineral rights duty. p. 1.  
3) Plehn, Lessons from English taxation in the present war. (Financial

は年々の法律にて課税年度を指定し、隨て超過利得を生ずべき事情の繼續中は年々之を改定する所<sup>6)</sup>、其一九二五年法律にては一九一四年八月四日以後一九二五年七月一日以前の利得に課することとしたが、<sup>7)</sup>一九一六年法律では一九一五年七月一日以降一九一七年八月一日前の其に課することとなり、<sup>8)</sup>更に其後一九一九年八月一日前の分まで延長されたことである。<sup>9)</sup>米國にては課税年は各年の十二月三十一日に終る十二箇月とし、第一課税年は一九一七年十二月三十一日に終る年とした。<sup>10)</sup>伊太利では一九一五年十一月二十一日の勅令が一九一四年八月一日より一九一五年十二月三十一日までの課税期を定め、<sup>11)</sup>一九一五年十二月二十一日の法律が其を一九一七年六月三十日まで擴張した。そして戦争の延引と共に此が尙ほ一層擴張されることに疑を容れないといふことであるが、<sup>12)</sup>一九一六年十一月十九日の勅令によつて之を一九一八年六月三十日までに擴張した。<sup>13)</sup>露國は一九一六年五月十三日の法律にて一九一六及一七年度の爲め此税を課し、<sup>14)</sup>奧國は一九一六年四月十六日の法律によつて一九一四一五一六年度に得られたる利得に課した。<sup>15)</sup>瑞典の一九一五年四月三十日の法律は一九一五及一六年度の爲めに此税を課し、<sup>16)</sup>諸威の一九一五年八月十七日法律は一九一五一六年度の爲め并に其後の年度の爲め議會にて決議したるとき之を課するものとした。<sup>17)</sup>丁抹は一九一五年五月十日の法律によつて、一九一五一六年度に一九一六一七年度に對して規定し、<sup>18)</sup>ブレメン法は一九一五年を豫見したることである。<sup>19)</sup>二之を概括するのに、各國税法は規定の仕方はいささか異なるが、何れも戰時中か精々戰後一年位で止めるやうに出來て居る。然りとて戰後になつては又戰後の必要の切なるものがあり且つ理論上之を戰後に移し得る根據を見出すならば、之

6) Sanders, The practice and law of excess profits duty p. 1. profits duty  
 7) Snelling, Excess profits duty and levies under the munitions of war acts. p. 22. Langdon, The excess profits duty and the excess mineral rights duty. p. 29. Sanders, l. c. p. 2.  
 8) Underhay, Income tax p. 26. Snelling, l. c. p. 22. Langdon, l. c. p. 29.

を改造繼續することにならぬとはいへない。此規定が之に對して別に打勝つへからざる程の強きを拘束ではない。

## 其二 統計觀察

去つて統計を見ると、此大戦争は各國に大なる負擔を殘した。昨年末迄の處にても各國の國富に對する國債の割合に於て、露國七二%、澳匈六六%、伊太利五八%、佛國三九%、英國三七%、獨逸三二%とならしめた。そして其國債費のみにても英佛伊露獨澳には各戦前の最後年度の歲出を超過し又其に近きものである。其に其後今日迄の負擔もあり、戦後經營費も少からざるものであらうから、所詮新財源を求むるか、少くとも舊來の戦時中に出來た税を改造維持するの希望を生ぜざるを得ぬ。是れ各國をして早晚此税の改造に考及ばしむる所以の動機である。

- 11) Jèze, les finances de guerre de l'Italie. p. 35. Combat, l. c. p. 21.
- 12) Jèze, l. c. p. 35. 13) Journal des économistes. 76 Année. Tome IV. p. 120.
- 14) Journal des économistes. 76 A. T. IV. p. 121.
- 15) Journal des économistes. 76 A. T. IV. p. 123.
- 16) Comptes rendus de l'Académie des sciences. 17) Comptes rendus de l'Académie des sciences. 56.